

各小学校長様
各特別支援学校長様

学校企画課長

幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録等の取扱いについて（通知）

このことについて、円滑な保幼小連携のため下記の内容をご確認ください。また、下記の内容については、所属職員への周知徹底もお願いいたします。

なお、標記の要録等の送付については、こども未来局担当課から、各幼稚園・保育所等に別紙写しの通り通知しておりますことを申し添えます。

記

○ 確認事項

- ・ 幼稚園及び保育所等から進学先小学校等に、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録の抄本又は写しを送付することになっております。本年度は、3月24日(木)までに送付していただくよう依頼しております。各小学校等においては、学級編制やその後の指導など、保幼小の円滑な接続のために、十分役立てていただきますようお願いいたします。
- ・ 文書による個別の引き継ぎは、平成21年度から、各学校で作成した調査票ではなく、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録（抄本又は写し）の送付により行うこととなっております。保幼小連絡会等の資料として、各校調査票の作成・提出を求めることもしないことになっておりますのでご注意ください。
- ・ 各学校におかれましては、幼稚園・保育所等から指導要録（抄本又は写し）を受領した際には、送付元の幼稚園・保育所等に対して、受領の連絡をお願いいたします。

【担当】

学校企画課

主任指導主事 小野 直子

Tel : 711-4638



教学企第80号
令和4年2月22日

各幼稚園長 様
各保育所長 様

学校企画課長

幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録の
抄本又は写しの送付について（通知）

このことにつきまして、学校教育法施行規則第24条第2項により小学校等の進学先校長あてに、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録の抄本又は写しを送付しなければならないこととなっております。

については、保幼小の緊密な連携を図る視点から、各園におかれましては、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録の抄本又は写しを作成し、3月24日（木）までに小学校等の進学先校長あてに送付くださるようお願いいたします。

なお、上記要録の活用については、各小・特別支援学校長あてに別紙写しの通り通知しておりますことを申し添えます。

○ 参考資料

- ・「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における幼児指導要録の改善について（通知）」
29文科初第1814号 平成30年3月30日付（文部科学省）
- ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」
子保発0330第2号平成30年3月30日付（厚生労働省）